（軽自動車税減収補塡特例交付金の額）

第三条の四　毎年度分として交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の軽自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「軽自動車税減収補塡特例交付金総額」という。）とする。

２　毎年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、軽自動車税減収補塡特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税環境性能割の廃止による当該年度分の軽自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

第三条の五　毎年度分として交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の地方揮発油譲与税の地方揮発油税当分の間税率の廃止による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額」という。）とする。

２　毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額は、地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の地方揮発油譲与税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

第五条第一項の表四月の項を次のように改める。

四　月	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補塡特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額、前年度の当該地方公共団体に対する自動車税減収補塡特例交付金総額の前年度の自動車税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び前年度の当該地方公共団体に対する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額の前年度の地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額の合算額に、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額 一　都道府県　前年度の当該都道府県に対する軽油引取税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽油引取税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額 二　指定市　前年度の当該指定市に対する軽油引取税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽油引取税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び前年度の当該指定市に対する軽自動車税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額 三　指定市以外の市町村　前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

第五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条を次のように改める。

（基準財政収入額の算定方法の特例）

第八条　各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特別法人事業譲与税	当該市町村の地方揮発油譲与税	当該市町村の百分の七十五の額、当該市町村の自動車税減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の軽自動車税（環境性能割）減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額及び当該市町村の地方揮発油譲与税の額の百分の七十五の額（当該市町村の軽油引取税減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の額を控除した額とする。）の合算額
	当該指定市の地方揮発油譲与税	当該指定市の百分の七十五の額、当該指定市の自動車税減収補塡特例交付金の額、当該指定市の軽自動車税（環境性能割）減収補塡特例交付金の額及び当該指定市の地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額

２　各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中「『十一　市町村たばこ税都道府県交付金』―当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量―』」とあるのは

「十一　市町村たばこ税都道府県交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
十一の二　地方特例交付金 １　個人住民税減収補塡特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第百七号）第二条第一項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金（以下この表において「特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額
２　軽油引取税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の二第二項第二号に規定する軽油引取税減収補塡特例交付金の額